

第八章 会計監査の任務

- 第十九条 この会の経理を監査するため、立候補者または指名委員会の推薦により二名選出されます。その任務は一年とします。ただし再任を妨げません。
- 第二十条 会計監査は、その年度の会計を監査し総会でその結果を報告します。

第九章 総会

- 第二十一条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であります。
- 第二十二条 総会は、定期総会、及び臨時総会とします。定期総会は五月、三月に開催します。臨時総会は、会長、運営委員会が必要と認めた時又は、会員の十分の一以上の要求があった時に開催します。
- 第二十三条 総会は、会員数の五分の一以上（委任状を含む）出席しなければ成立しません。
- 第二十四条 総会の議事は多数決で決めます。総会の議長はその都度選出します。

第十章 運営委員会

- 第二十五条 運営委員会は、役員、学年委員会及び各種委員会の正副委員長、校長、教頭、教職員代表二名をもって組織します。
- 第二十六条 運営委員会の任務は次の通りとします。
- 一、各種委員会によって立案された事業計画を審議します。
 - 二、各種委員会の調整をはかり、総会に提出する報告書を作成します。
 - 三、総会より委任された事項を処理します。
 - 四、緊急を要し、総会にはかれない事項を処理します。

第十一章 役員会

- 第二十七条 役員会は役員、校長、教頭をもって構成されます。
- 第二十八条 役員会の任務は、次の通りとします。
- 一、この会の規約に定めるもののほか、PTAの運営に関し必要な事項および緊急を要する事項については、役員会で定めます。
 - 二、この会の規約に解釈上の疑義が生じた場合は、役員会で協議します。

第十二章 各種委員会

- 第二十九条 委員会には、地区委員会、健康推進委員会、文化委員会の三委員会があります。
- 第三十条 各委員会の委員は、各町会単位で選出します。
- 第三十一条 各種委員会の正副委員長は、委員の互選により選出します。各種委員会には教職員若干名が参加します。
- 第三十二条 地区委員会は、各町会単位で補導員を選出し、登下校の見守り活動や防犯パトロールを行い児童の校外安全に努めます。
- 第三十三条 健康推進委員会は、児童及び会員の保健衛生、体育の向上と安全をはかります。また、学校給食を安全に提供できるよう協力します。
- 第三十四条 文化委員会は、教職員と協力し学校の緑化に務めます。又、児童の生活を会員に知らせるための新聞や文書を発行します。

第十三章 学年委員会

- 第三十五条 学年委員会は、担任と協力しPTA会費等の徴収・ベルマーク整理と集計・参観日等の入校証チェックを行います。各学年の会員は2クラスの学年は4名、3クラスの学年は6名の学年委員を選出します。

第十四章 指名委員会

- 第三十六条 指名委員会は、次の方法によって選出されます。
- 一、各町会単位で選出し教職員の代表二名をもって組織します。
 - 二、この会は、十一月までに結成し、この会をもって次期役員及び会計監査候補者を選考します。
 - 三、役員、会計監査に立候補者があれば、この会は選挙管理委員会をかねます。
 - 四、この会は、三月総会で役員及び会計監査選出後解散します。